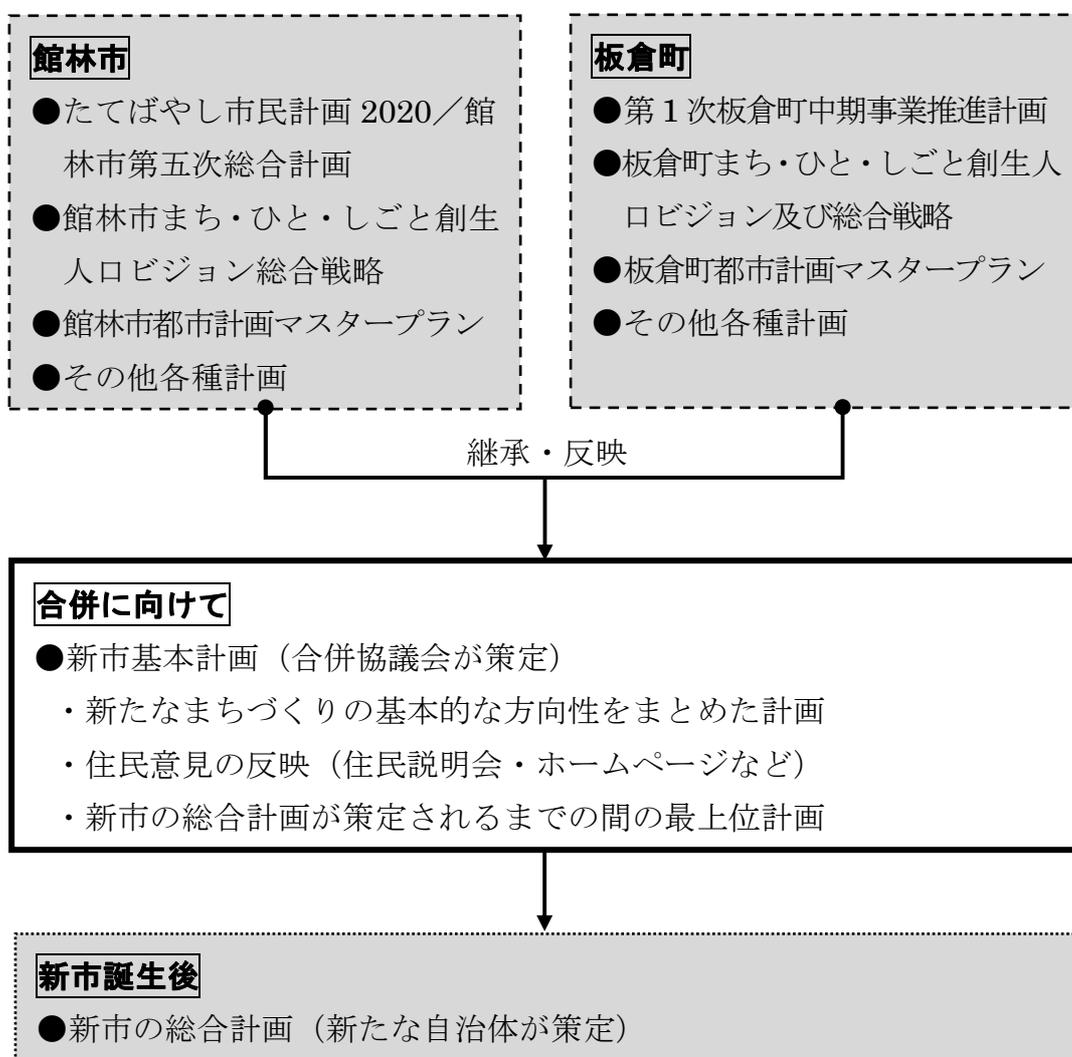


館林市・板倉町 新市基本計画 骨子

1 計画策定の趣旨と活用

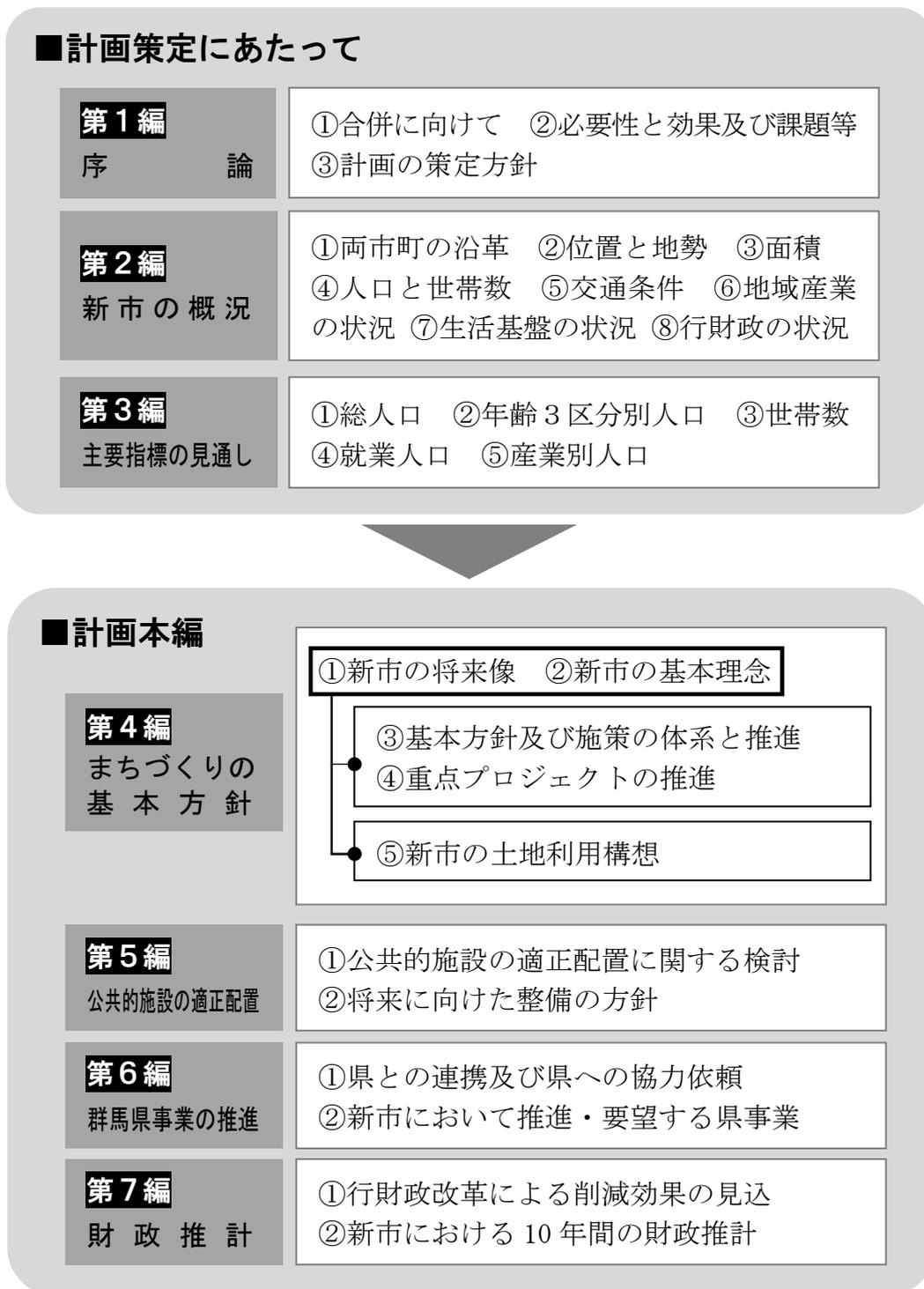
新市基本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、館林市及び板倉町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、計画に定めた内容を推進することにより、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上を目指すものです。

新市基本計画に基づいた合併を行い、その後、速やかに新市の総合計画を策定し、これを推進することによって新市の発展を図ります。



2 計画の構成

新市基本計画は、以下の体系に基づき作成します。



3 新市の将来像

豊かな環境、誇れる歴史や文化を守り、これらをさらに発展させながら未来へ繋ぎ、市民と行政がともに考え協力しあいながら新たなまちを築く姿を想定し、新市の将来像を次のとおり定めます。

新市の将来像

まもる つなぐ きずく 新たな共創都市〇〇〇〇

4 新市の基本理念

新市の将来像を実現するため3つの基本理念を定めるとともに、この理念を踏まえたまちづくりを推進します。

まもる

都市と自然が共存する豊かな環境のもと、だれもが快適に暮らせる安全安心なまち

【考え方】 新市には、市街地を中心とした都市的な側面と、田園風景や川の景色など自然豊かな側面があります。これらの環境を今後も維持・発展させ、子どもからお年寄りまで、だれもが快適で安全安心に暮らせる『人が集い豊かな環境があるまち』をこれからも守り続けます。

つなぐ

誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあり、だれもが健康でいきいきと暮らせるまち

【考え方】 新市には、それぞれの地域に誇れる歴史や文化があります。これらを生かした潤いや学びの継承・発展に取り組みます。また、だれもが健康でいきいきと暮らせるための様々な取り組みをさらに充実させ、『潤いと学びに満ち、市民がいつまでも健康に暮らせるまち』を次の世代へ繋ぎます。

きずく

市民がまちづくりの担い手となり、みんなでつくる活力と交流を生み出すまち

【考え方】 新市には、ボランティアや組織・団体・事業者、また、貴重な観光資源など多くの財産があります。市民がまちづくりの主役となり、観光や産業、地域間交流などの発展を通して新たなまちの魅力や活力を高めるなど、市民と行政がともに考え行動する『新たな共創都市』を築きます。

5 基本方針及び施策の体系と推進

新たなまちづくりを進めるにあたって6つの基本方針を定めるとともに、その取り組みを体系化し、実現に向けた各種施策を推進します。

豊かな環境と共生する安全安心なまち

【考え方】 自然環境との共生の観点から、循環型社会の実現に向けた地球温暖化対策や環境保全対策、下水道対策など、これまで両市町が実施してきた施策をさらに進めるとともに、防災・防犯体制や交通安全対策の強化に取り組むなど、自然を大切にした安全安心なまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

快適で利便性の高い住みよいまち

【考え方】 豊かな市民生活を支える便利で快適な住みよいまちの実現に向けて、道路や河川、公園の適切な維持管理を中心とした整備を進めるなど、良好な住環境を形成します。また、公共交通体系などのさらなる充実を図り、子どもからお年寄りまですべての市民にやさしい都市環境づくりを進めることによって、快適で利便性が高く住みよいまちづくりを目指します。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた4つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

すべての市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるまち

【考え方】 健康づくり事業や疾病予防対策、医療・介護体制の充実に取り組むとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境整備を進め、高齢者、障がい者、低所得者などへの支援を強化することにより、若者からお年寄りまで、すべての市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた6つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

誇れる歴史や文化を生かした潤いと学びがあるまち

【考え方】 誇れる歴史や文化、伝統を市民が理解し、郷土を愛する心を育むとともに、すべての市民に生涯を通じた学びの場が保証されるよう生涯学習に向けた環境整備を進めます。また、学びを通して健全な社会性と豊かな人間性を身に付けた次世代を担う子どもを育てます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

活力と交流を生み出すまち

【考え方】 新市の豊かな資源や人材を生かした地場産業の振興を図るなど、経済活動のさらなる発展を目指すとともに、新たな産業の育成や企業誘致を推進し、雇用の拡大や安定を図ります。また、貴重な観光資源を活用し、新市の魅力発信に努めるなど、活力にあふれ交流を生み出すまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

市民とつくる新たなまち

【考え方】 新市の発展に向けて、市民や組織・団体と行政が一体となり、ともにまちづくりを進める体制をさらに推進します。このため、まちづくりを担う人材の育成、ボランティアやNPOなどの活動支援、住民相互の理解、住民意見の反映や行政情報の提供に努めます。また、合併による行財政改革を推進し、質の高い住民サービスを提供するなど、市民とつくる共創のまちづくりを進めます。

【施策体系】 基本方針の実現に向けた5つの施策体系

【各種施策】 施策体系に基づく各種施策の推進

6 重点プロジェクトの推進

基本方針に基づいたまちづくりを進める中で、特に重要と考えられる8つの施策を重点プロジェクトと位置付け、これらの推進に取り組みます。

地域資源保全プロジェクト	
■施策の目的 ・自然や伝統文化の継承	■施策の内容 ▶水辺環境の保全と利活用（渡良瀬遊水地や茂林寺沼など） ▶自然保護意識の高揚促進 ▶文化財及び伝統文化の保全・継承
安全安心ネットワークプロジェクト	
■施策の目的 ・市民の健康増進 ・安全安心なまち	■施策の内容 ▶医療サービスの充実（医師の確保、救急医療体制の充実など） ▶高齢者・障がい者福祉の充実（地域包括ケアシステムの構築など） ▶健康づくりの推進（保健センター機能の充実など） ▶防災体制の強化（地域防災計画の見直しなど） ▶防犯対策の推進（地域全体での防犯活動など）
子育て支援プロジェクト	
■施策の目的 ・子どもの健やかな成長	■施策の内容 ▶妊娠・出産・子育てにおける各種サポート体制の充実 ▶保育環境の充実（保育園・児童館の機能拡充など） ▶ワーク・ライフ・バランスの推進
学びのあるまちづくりプロジェクト	
■施策の目的 ・学ぶ環境の充実	■施策の内容 ▶学校教育の充実（特色ある学校づくりなど） ▶生活圏に応じた学校区の検討 ▶生涯学習環境の充実（図書機能の充実など）

地域連結プロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機能の充実 ・地域格差の解消 ・住民の意見反映 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤道路ネットワークの形成（国道 354 号延伸整備、東部環状線改良事業など） ➤路線バスの充実（広域路線バス、市内循環バスの充実） ➤東武鉄道の利便性向上 ➤本庁舎・支所間等のネットワーク構築（自宅や勤務先から近い庁舎での行政手続きやサービスの提供） ➤各地域での意見交換会
観光・産業創出プロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の有効活用 ・産業の育成と支援 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤観光ネットワークの整備・強化（新たな観光ルートの創出など） ➤農産物のブランド化や6次産業化 ➤グリーン・ツーリズムの推進 ➤既存企業への各種支援 ➤企業・商業誘致の推進（新たな団地開発など）
パートナーシッププロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政の協働 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤市民活動の支援（市民との協働事業、新市の一体感醸成事業など） ➤行政区やボランティアなどとの連携強化
行財政改革プロジェクト	
■施策の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・行政運営の効率化 	■施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> ➤合併を生かした組織の再編と行政運営経費の削減 ➤公共的施設の整理・統合 ➤P D C A サイクル（計画・実行・評価・改善を繰り返した業務管理の手法）を活用した事務事業の改善

7 新市の土地利用構想

新市におけるまちづくりについては、地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすことを目的とし、道路や公園、住宅地など、さまざまな都市づくりに関する基本的・総合的・長期的な計画となる「都市計画マスタープラン」が両市町で定められています。

また、平成27年5月には、市町村の範囲を越えて広域的なまちづくりが必要な観点から、群馬県が東毛広域におけるまちづくりの方針（東毛広域都市計画圏：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）（都市計画区域マスタープラン）を定めています。

加えて、平成26年8月の都市再生特別措置法の一部改正を受け、現在1市4町（館林市・板倉町・明和町・千代田町・邑楽町）による「広域立地適正化計画」の策定に向けた検討を進めています。

以上のとおり土地利用を含むまちづくりの方針については、既に定められた計画や、両市町の合併を越えた広域的な計画もありますので、これらを反映したエリアごとの整備の方向性を示します。なお、新市の土地利用にあたって都市機能と自然との共存を継承し、地域的・文化的・産業的な要因を考慮しながら、新市全体が調和するまちづくりを進めます。

8 公共的施設の適正配置

既存の公共的施設については、効率的な行政運営を行うために重複する施設を中心に統合整備を検討する必要がありますが、急激な統廃合を行うことは、住民サービスや住民生活に影響を及ぼす恐れがあります。このため、交通網や情報通信など基盤整備の状況を踏まえ、市民の利便性が保たれるよう、また、住民意見や地域性に十分配慮した配置や整備を進めます。

また、新たな公共的施設の整備については、新市の財政状況を踏まえ、事業の効果や効率性について十分検討を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効活用することを基本に検討を進めます。

なお、公共的施設の整備や運営にあたっては、民間事業者の能力や経営ノウハウを幅広く活用し、必要に応じて指定管理者制度などの活用を検討するなど、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

9 群馬県事業の推進

新市のまちづくりにおいて、県が主体となる事業、また、県と新市が連携して行う事業が順調に進むことが重要となります。既に県が事業着手し施行中のものや、両市町が県へ要望している事業などがありますが、これらを県と協議・調整し、新

たなまちづくりの計画として推進します。

また、県の協力を得ながら、医師不足や社会保障の充実など、市民生活に深く関わる課題の解消に努めるとともに、道路整備や新たな団地開発など、新市の経済発展に結びつく事業を計画的に進めます。

10 財政推計

新市の財政推計は、合併後においても健全な財政運営を維持していくことを基本的な考え方として、合併を想定している平成30年度からその後の10年間（平成40年度）について、両市町の歳入歳出における過去の実績や現在の状況、また、今後の経済情勢や新市基本計画に基づいた今後の取り組みなどを基に普通会計ベースで推計します。

今後、審議・決定する合併協定項目により、推計が大きく異なる部分もありますが、合併のメリットである行財政改革を積極的に推進し、行政運営経費の削減に取り組むものとし、これらを財政推計に反映します。

また、財政推計は、新市の行政運営について1つの方向性を示すものであり、財政といった観点から、簡素で効率的な行政組織の構築や、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めます。